

日 時：平成 27 年（2015 年）10 月 29 日（木）17:30～19:30
場 所：市役所東館 8 階 801・802 会議室

西宮市子ども・子育て会議
第 5 回 評価検討ワーキンググループ
次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - （1）西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）について
 - （2）評価方法について
 - （3）西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価
- 3 その他
- 4 閉 会

以 上

- 委員名簿
- 座席表
- 事務局名簿
- 西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ設置運営要領

資 料

- 【資料 1】西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）について
- 【資料 2】評価方法について
- 【資料 3】西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

参考資料

- 【参考資料】次世代育成支援行動計画（後期計画）推進事業の実施状況一覧

西宮市子ども・子育て会議
 評価検討ワーキンググループ委員名簿

50音順・敬称略

	氏名	所属団体・役職名等
	イワモト カナヨ 岩本 佳菜子	西宮市PTA協議会 副会長
	ウチダ スミオ 内田 澄生	西宮市保育協議会 会長
	カコイ マサヒロ 梶井 政裕	西宮市私立幼稚園連合会 副理事長
	キタカカ ヨシエ 北岡 良恵	西宮市民生委員・児童委員会 理事
	クシロ ナオミ 久城 直美	西宮労働者福祉協議会 特別理事
	タカノ ナオキ 高野 直樹	株式会社TAT 代表取締役社長
	タカバタケ サチヨ 高畑 幸代	公募委員
座長	ハシモト ユウコ 橋本 祐子	関西学院大学教育学部 教授
	ハヤシ マサキ 林 真咲	地域子育て支援センターつばみのひろば センター長
	ヒガシノ ヒロミ 東野 弘美	西宮市地域自立支援協議会こども部会 部会長
	マツムラ マユミ 松村 真弓	転勤族ママ&キッズ探検隊 in 西宮 代表
	ムネキ ヨシノスケ 宗行 孝之介	公益財団法人神戸YMCA西宮YMCA 館長

第5回 評価検討ワーキンググループ 座席表

平成27年10月29日(木) 17:30~19:30

市役所東館8階 801・802会議室

地域保健課長	労政課長	子供支援総務課長	青少年施策推進課長	発達支援課長	こども未来センター担当参事
オダ 小田	ナカガワ 中川	ミヤモト 宮本	マキヤマ 牧山	オカザキ 岡崎	ハマジ 濱路

新制度認定課長	保育所事業課長	保育指導担当参事	児童福祉施設整備課長	児童・母子支援課長	子育て総合センター所長	子育て手当課長	社会教育課長	特別支援教育課長
タマダ 玉田	カドサワ 廉沢	タナカ 田中	ヤマモト 山本	ヨシマ 小島	タケウチ 竹内	タカハシ 高橋	ナカオ 中尾	サカグチ 坂口

新制度推進課長	新制度推進部長	子育て事業部長	子供支援総括室長	こども未来部長	学校教育部長	学事課長	学校改革課長	学校教育課
クスマト 楠本	イトウ 伊藤	フジエ 藤江	イワタ 岩田	ツダ 津田	ホシカワ 星川	ナカニシ 中西	スギタ 杉田	ササキ 佐々木

ムネユキ 宗行委員

マツムラ 松村委員

ヒガシノ 東野委員

ハヤシ 林委員

タカバタケ 高畑委員

ウチダ 内田委員

カコイ 梶井委員

キタオカ 北岡委員

クシロ 久城委員

タカノ 高野委員

ハシモト 橋本座長

第5回 評価検討ワーキンググループ 事務局職員

新制度推進部長	イトウ タカシ 伊藤 隆
子供支援総括室長	イワタ シゲオ 岩田 重雄
子育て事業部長	フジエ ヒサシ 藤江 久志
こども未来部長	ツダ テツジ 津田 哲司
新制度推進課長	クスマト ヒロノリ 楠本 博紀
新制度認定課長	タマダ ジュン 玉田 淳
子供支援総務課長	ミヤモト ユカ 宮本 由加
児童・母子支援課長	コジマ トオル 小島 徹
子育て手当課長	タカハン リエユ 高橋 里恵子
青少年施策推進課長	マキヤマ ノリヤス 牧山 典康
保育所事業課長	カドサワ ヒロカズ 廉沢 裕和
参事（保育指導担当）	タナカ レイコ 田中 玲子
児童福祉施設整備課長	ヤマモト ダイスケ 山本 大介
発達支援課長	オカザキ クニスケ 岡崎 州祐
参事（こども未来センター担当）	ハマジ マナブ 濱路 学
子育て総合センター所長	タケウチ ショウゴ 竹内 省吾
地域保健課長	オダ テルミ 小田 照美
労政課長	ナカガフ ハルヒコ 中川 治彦

学校教育部長	ホシカワ マサトシ 星川 雅俊
学校改革課長 併任 新制度推進部参事	スギタ ジロウ 杉田 二郎
学事課長	ナカニシ しのぶ 中西 しのぶ
学校教育課	ササキ サトシ 佐々木 理
特別支援教育課	サカグチ シンイチロウ 坂口 紳一郎
社会教育課長	ナカオ アツヤ 中尾 篤也

西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、西宮市子ども・子育て会議運営要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 西宮市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）の課題整理及び資料整理等を行い、審議会の会議を円滑に進めるため、別表ワーキンググループの欄に掲げるワーキンググループを設置する。

(所掌事務)

第3条 ワーキンググループは、別表担任事項の欄に関する次に掲げる事務について意見を交換する。

- (1) 審議会で調査及び審議する事項の課題整理
- (2) 審議会で審議するための資料整理
- (3) その他審議会の会議を円滑に進めるために必要な事項

(構成員等)

第4条 ワーキンググループは、審議会委員の中から審議会の会長が指名する者で構成する。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、座長は、構成員の中から審議会の会長が指名する。
- 3 座長は、当該ワーキンググループを召集し、意見交換を進行し、及びとりまとめる。
- 4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する構成員その他の者がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、審議会委員以外の者をワーキンググループの会議に呼び、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループでの意見)

第5条 ワーキンググループにおける意見交換の結果は、審議会の決議を拘束しない。

(非公開)

第6条 ワーキンググループは、構成員の公正かつ円滑な意見交換のため、非公開とする。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、こども支援局新制度推進部新制度推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成25年8月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表

ワーキンググループ	担任事項
評価検討ワーキンググループ	西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価に関する事項